

大阪府こめっこプロジェクト（府手話言語条例に基づく「聴覚に障がいのある子どもとその保護者の支援」）について

※令和2年6月からは、「府立福祉情報コミュニケーションセンター」の機能として運用。 <2021.3.30現在>

■聴覚に障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク事業

【府事業（H30～）】（予算）H30：6,008千円、R1：6,065千円、R2：6,270千円
【事業受託者】（NPO）手話言語獲得習得支援研究機構ほか
 ・制度上、「聴覚障がいあり」と判定された子どもの保護者は、障がい児サービスの支給決定を受けて、必要なサービスを受けることとなる。
 ・しかし、支給決定までには、「聴覚に障がいあり」と病院等で判定された時点から6か月程度要する場合もある。
 ・言語等の発達にとって、極めて重要な生後間もないこの6か月を、保護者と障がい児は、何らの支援もないまま過ごすこととなる。
 ・このため、府として、これら保護者を対象に、①専門的カウンセリング、②言語獲得サポート、③必要な情報提供等の支援を行う。

②言語獲得サポート

・相談支援ネットワークにおけるカウンセリング等の支援を経て、「ママ・パパ」等が子どもと手話も通じてコミュニケーションし、子どもがそれを通じて、言語能力等を養うことができるよう、支援の場を確保・運営。
 ・毎週火・金曜日、福祉情報CCにおいて、①「ママ・パパ」向けの手話習得支援、②保護者同士の交流の場の提供、③カウンセリングを実施。
 ・実績：延べ参加者数：986人（事業開始～R2.3.31）

■手話言語を獲得・習得した子どもの力 研究プロジェクト

【日本財団助成事業】
 （実施主体：（NPO）手話言語獲得習得支援研究機構（福祉情報CCに入居。）

・「きこえない子ども」の手話言語獲得・習得に係る研究を実施
 ①思考力（脳機能）②言語力（手話・日本語）③心理（人格形成）④学習能力
 ・大阪府障害者施策推進協議会条例に基づく研究分科会を設置し、高度専門性・独立性・公共性等を担保しながら推進する。

もあこめ
 （就学後版こめっこ）

①専門的カウンセリング・③必要な情報提供等の支援

・府内の聴覚障がい児の専門機関と連携して相談支援対応を実施。
 -ひだまり・MOE
 -ゆうなぎ園（児童発達支援センター（大阪市））
 -びよんびよん教室（児童発達支援事業所（府内5か所））

■聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援者養成確保等事業

【府事業（H31～）】（予算）R1：7,278千円、R2：7,939千円
 ・聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援スタッフ養成・派遣を実施。当該養成の場として「こめっこ」を展開（現場実習）。
▶乳幼児期手話言語獲得支援「こめっこ」
 ・第1・第3土曜日に実施。
 ・毎回20名程度のスタッフを養成。
 また、20組程度の保護者・子どもが参加。

■新生児聴覚スクリーニング検査

・新生児期の聴覚障がいの早期発見のため、生後4か月までの間に各医療機関で実施。

乳幼児期手話言語獲得ネットワーク

タスクフォース

・河崎部会長・NPOこめっこ
 ・心理的支援に関する専門的見識のある者など

こめっこプロジェクトの企画調整等を行う。

聴覚支援学校

・中央聴覚支援学校
 ・生野聴覚支援学校
 ・堺聴覚支援学校
 ・だいせん聴覚高等支援学校

関係機関

・大阪聴力障害者協会
 ・大阪府肢体不自由者協会（びよんびよん教室）
 ・愛徳福祉会（ゆうなぎ園）
 ・サイレントボイス
 ・ベストケア・パートナーズ（なないろ）

目的

府内における「聴覚障がい児」の言語獲得支援の推進環境を強化するため、河崎部会長ほか、福祉・保健医療・教育の関係機関によるネットワークを運営（事務局：自立支援課）。関係機関における事業連携等を図る。

手話言語条例関連施策連携会議（庁内連携会議）

●福祉部	障がい福祉室	自立支援課長（事務局）
○同上	同上	地域生活支援課長
●健康医療部	保健医療室	地域保健課長
○商工労働部	雇用推進室	就業促進課長
●教育庁	教育振興室	支援教育課長

※●は、「乳幼児期手話言語獲得ネットワーク」のメンバーを兼ねる。

目的

手話言語条例に基づく施策等を効率的かつ効果的に推進することを目的として、庁内の連携体制を確保し、更なる事業連携等を図る。

■府手話言語条例評価部会【任期：1年】

メンバー

委員：
 河崎部会長ほか8名
 オブザーバー：
 タスクフォースメンバー

手話言語を獲得・習得した子どもの力の研究に関する研究分科会
【任期：1年】

メンバー

心理、脳機能・医学、言語、ろう教育、手話等の分野の学識者